

砺波市災害時受援計画（案）の概要

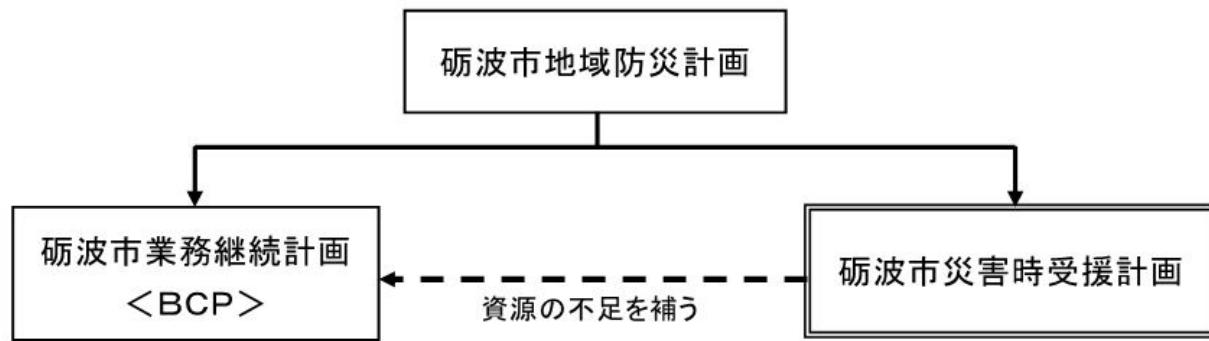
第1章 総則

計画の目的

○大規模な災害が発生した場合に、県と連携し、県内外の地方公共団体、関係機関、民間事業者、ボランティア等の各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制をあらかじめ整備することにより、迅速かつ効果的な被災者支援等を実施する。

計画の位置づけ

○本計画は、市地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、市業務継続計画（BCP）にある非常時優先業務に必要な人的・物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れるための計画とする。
本計画は、富山県災害時受援計画（平成31年3月策定）と整合の取れたものとする。



受援の発動・解除

- 発動
大規模な地震の発生等により、市災害対策本部が設置されるとともに、本市内又は庁舎等に甚大な被害が生じた場合、もしくは市長（市災害対策本部長）が必要と認めたとする。
- 解除
人的・物的支援の不足等に伴う本市における障害が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で本計画による受援体制を解除する。



平常時からの取組み及び計画の見直し

○計画の実効性を高めるため、継続的に受援の内容や方法を確認し、検証するための訓練等を実施するとともに、計画の見直しを継続的に行う。

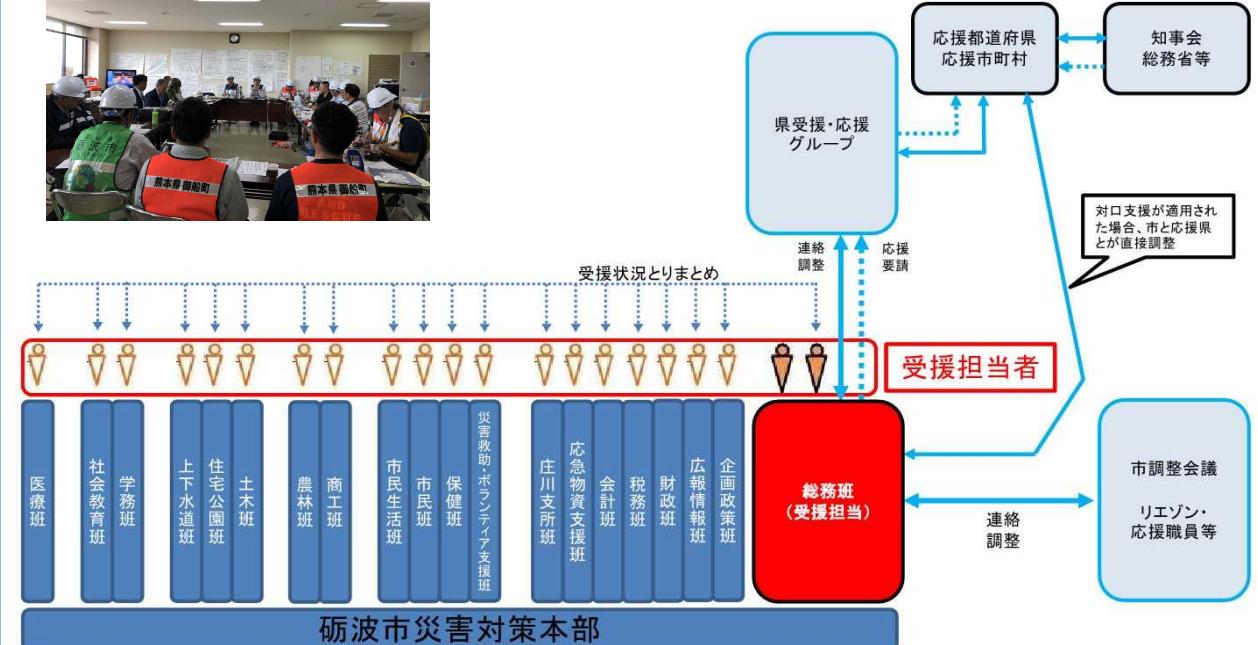
第2章 受援体制

受援体制の構築

○災害対策本部総務班内に受援に関する総合調整業務を専任とする受援担当を設置するとともに各班に受援担当を設置する。



☆受援全体のイメージ



受援担当の業務

- 総務班（受援担当）
 - ・受援窓口
 - ・応援要請
 - ・調整会議の開催
 - ・受援の準備
 - ・応援職員等の管理及び業務の状況把握など
- 各班（受援担当者）
 - ・調整会議の参加
 - ・受援の準備
 - ・応援職員等の受入れ
 - ・受援による業務の実施など



受援シート・業務フローの作成

○災害時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、受援対象業務の選定及び選定した業務ごとにあらかじめ受援シート及び業務フローの作成する。

☆受援対象業務 32業務

（例：応急危険度判定、住家被害認定調査、罹災証明発行など）

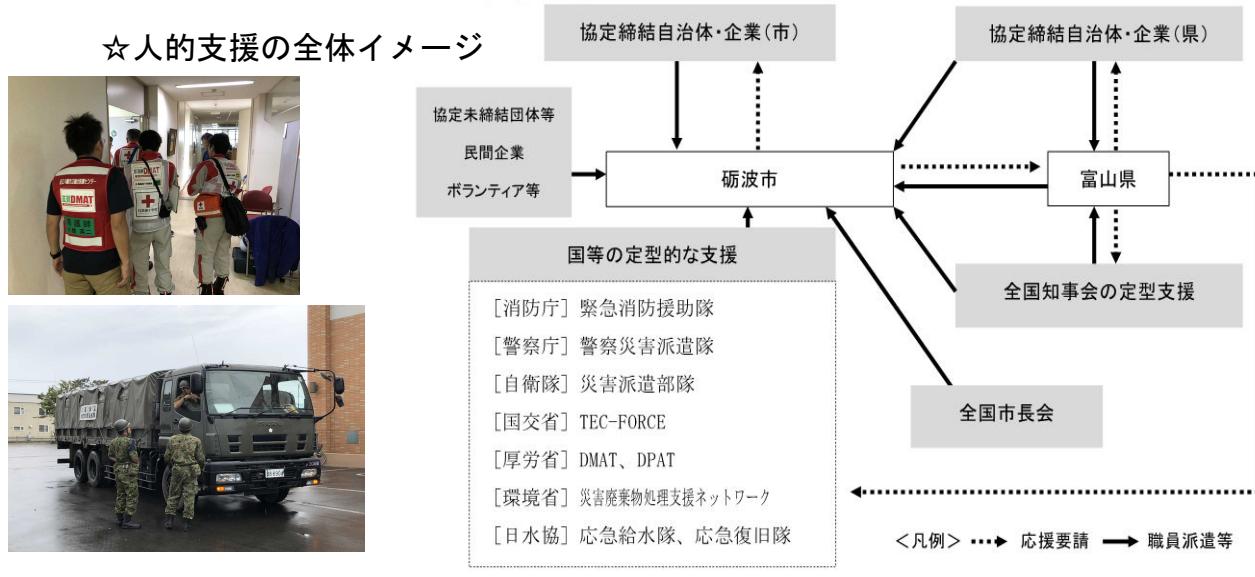
裏面あり

第3章 人的支援の受入れ

人的支援の全体像（イメージ）

○人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の災害時相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国や県、地方公共団体、民間企業、ボランティア等多様な主体の関わりにより実施される支援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

☆人的支援の全体イメージ



広域応援部隊の受入れ

○全国から派遣される自衛隊（災害派遣部隊）や消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、国土交通省（TEC-FORCE＝緊急災害対策派遣隊）が、できる限り迅速かつ的確に本市で救助・救急、消火活動が行えるよう、県と連携し受入体制を整備する。

保健医療活動チームの受入れ

○県と連携し、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

自治体応援職員の受入れ

- 全国から自治体応援職員を円滑に受け入れる体制を整備する。
- 被害が甚大で、大量の応援職員の確保が必要な場合は、「被災市区町村応援職員確保システム」による「対口支援」を活用し、職員の派遣を要請する。
- 避難所の運営、住家被害認定調査、罹災証明発行、応急危険度判定等に係る受入れ調整を行う。



災害救助ボランティアの受入れ

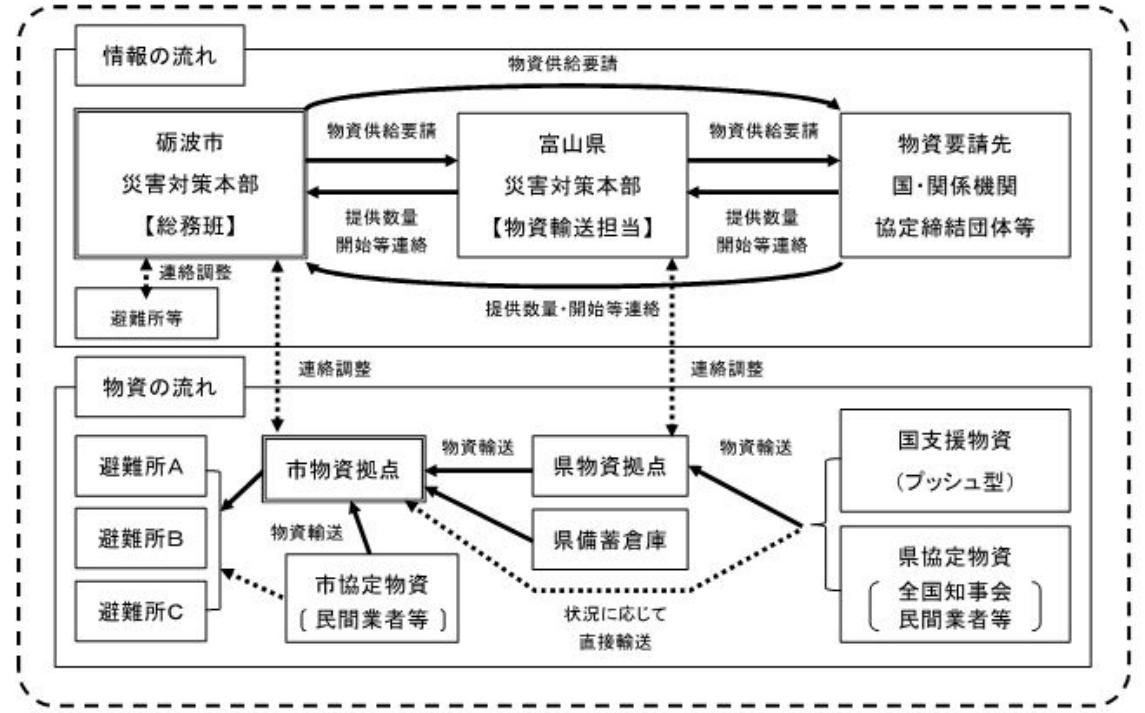
○県と連携し、全国から、様々な分野のボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する。

第4章 物的支援の受入れ

物的支援の全体像

- まずは、市町村・県備蓄物資を供給し、不足する場合には、協定先（民間事業者等）へ支援を要請する。
- 国のプッシュ型支援の受入れ及び供給を行う。

物的支援の枠組と流れ（イメージ）



物的支援担当や物流専門家の派遣

- 市物資拠点の開設・運営及び物資輸送を速やかに行うため、市災害対策本部（総務班受援担当）内に物的支援担当を配置する。
- 物流専門家が必要となる場合には、県を通じて物流専門家の派遣を要請する。

物資拠点の選定・運営

- 拠点運営等に係るマニュアルを作成する。
- 物的支援担当者は、拠点に職員を派遣し、運営に必要な人員や資機材を確保する。
- 県や関係機関等と連携を図り、拠点運営を実施する。

第5章 その他の受援

緊急輸送ルート確保

○物資等の円滑な輸送のため、陸・海・空の緊急輸送ルート確保

燃料・電気・ガスに供給

○防災活動拠点などの重要施設や避難所生活に必要な燃料を優先に供給する。